

法人の受取利息に対する利子割が廃止されました

《概要》

法人の場合、平成27年12月31日まで預貯金等に対する利子については利子の15.315%の所得税および復興特別所得税（国税）と5%の利子割（地方税）が源泉徴収された差引額が支払われていました。

平成28年1月1日以後については、この利子割が廃止になりました。

《取扱い》

のことにより、平成28年1月以後に実際に支払われる受取利息の金額が平成27年までより多くなるということになります。

所得税15.315%+利子割5%、合計20.315%を控除された金額、言い換えると100に対して79.685の割合で支払っていた受取利息が、28年1月以後は84.685の割合で支払われています。

預金利息の利率そのものが小さいのであまり変わった実感はありませんが。。

《道府県民税の申告納付について》

法人の納める法人税においては、期中に受取利息から税金として差し引かれる利子割は道府県民税の前払いと位置づけられ、この利子割を法人税申告の際に納付する道府県民税から控除することができました。あるいは、申告の後で還付金として振り込まれしていました。

利子割が廃止になったため申告の際の控除の計算はなくなりました。法人としては一旦利息から引かれて税金に充てる、或いは還付されるといった手間がなくなり、自治体もその計算手続きのために要していた膨大な費用が節約できることになりました。

12月までの利払いが申告に含まれている間は従前の手続きが残りますが、順次簡潔になります。